

京田辺市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月14日（金）午後1時30分から2時21分

2. 開催場所 302会議室

3. 出席委員（11人）

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	2番	前川義一
	4番	森 岳人
	8番	中川利一
	10番	山下明子
	14番	堀江幸和
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	21番	米田五司
	22番	上村孝男

4. 欠席委員（2人）

11番	川端美恵
20番	山崎安喜男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第3号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可について

第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第3 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

7. その他出席者

農政課 出島課長

農政課 山本主事

農政課 中尾主事

7. 会議の概要

事務局長

それでは、皆さん、改めましてこんにちは。
総会にご案内いたしましたところ、盆のさなかではございますのに、いろいろとご用のある中、ご参集いただきましてありがとうございます。

あいさつ（省略）

それでは、令和2年8月総会の開会に当たりまして、喜多会長がご挨拶を申し上げます。

会長

あいさつ（省略）

事務局長

会長、ありがとうございました。
それでは、議案の審議に入りますが、まずお手元の配付資料等のご確認をお願いいたします。

資料確認（省略）

それでは、審議の進行につきましては会長をお願いいたします。

会長

ただいまの出席委員さんは12名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会8月総会を開催いたします。
京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。それでは、上村孝男委員さん、堀江幸和委員さん、よろしく申し上げます。

会長

それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。
澤田委員さんは、関連しますので退室をお願いします。

〈澤田委員 退室〉

事務局

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について。
【報告第1号 1番から4番を朗読後、説明】
以上でございます。

会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第1号の1番から地元委員さんのご説明をよろしくお願ひします。</p>
16番	<p>ただいま田辺地区の〇〇〇〇さんの相続でございますが、現在、〇〇〇〇さんの息子さんが百姓をされております。したがって、この相続につきまして何ら問題ございませんということで、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>NO2のほう、地元委員さんお願ひします。</p>
2番	<p>大住の三野地域の相続です。〇〇〇〇さんの後、〇〇〇〇さんが相続されるというように聞いております。</p> <p>以上です。お願ひします。</p>
会長	<p>今度は3のほうで、地元委員さんお願ひします。</p>
8番	<p>耕作やってはりますので問題ありません。</p>
会長	<p>では、続いてNO4。</p>
14番	<p>水取浪江1筆ほか9筆あるんですけど、これはお母さんから息子に相続ということで、特に問題ございません。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、報告第1号について何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定をさせていただきます。</p> <p>澤田委員、入ってください。</p>
	<p>〈澤田委員 入室〉</p>
会長	<p>それでは、続きまして、報告第2号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）について事務局より説明をお願ひします。</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>職務代理</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>報告第2号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）。</p> <p>【報告第2号 1番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましては、事務所、普通車3台の駐車スペース、庭、通路でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北西へ約830メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年6月26日でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第2号の地元委員さんのご説明をよろしく申し上げます。</p> <p>報告第2号、番号1番、薪小欠なんですけども、この2筆に事務所を建て、駐車場には通路が使われています。〇〇〇〇さんの親の代に畑を置かれて、奥にある家の出入り部分を通りとして使われていたようです。事後処理となりますが、よろしく申し上げます。地元としては、問題ないということでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>それでは、報告第2号、専決処分による報告について受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、報告第3号、専決処分による報告ということで、農地法第5条の規定による届出について事務局より報告を願います。</p> <p>香村委員、退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〈香村委員 退室〉</p> <p>それでは、説明のほうをさせていただきます。報告第3号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。</p> <p>【報告第3号 1番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましては、軽自動車10台の露天駐車場でございます。場所につきましては、近鉄新田辺駅より北へ約500メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年</p>

	<p>月日につきましては、令和2年7月20日でございます。 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、地元委員さんから説明をお願いします。</p>
職務代理	<p>報告第3号、番号1番、田辺勇田なんですけども、〇〇〇〇さんの土地に軽自動車10台、〇〇〇〇というのが、東にある法人の外国人学校で、こちらのほうに軽自動車を置きたいということで依頼がありまして、ほんで、それに対して香村委員が地元のお百姓さんと大丈夫かということで水はけ等をちゃんとチェックしてやっておられると思いますので、ひとつ承認のほうをよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、報告第3号について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第3号、専決処分による報告ということで、受理決定をさせていただきます。 香村委員、入ってください。</p> <p style="text-align: center;">〈香村委員 入室〉</p>
会長	<p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 【第1号議案 1番から2番を朗読後、説明】 なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。 それと、こちら農地法第3条の許可要件につきましては、本来でありましたら現地調査を行っていただく案件でございます。ただ、今回の総会はこのような形の開催になっておりますので、現地の調査につきましては、会長と職務代理と相談した中で、写真のほうをつけさせていただいた中で、一定ご判断を頂きたいということで、今回、机のほうに現地調査に係る資料、本来でしたら、初総会の際に決めた各班で調査をしていただくことになるんですが、今回につきましては、写真のほうをつけさせていただいていますので、そちらのほうでご確認をお願いします。 私のほうから説明させていただきます。 【第1号議案 現地写真を説明】</p>

	<p>現地につきましては、以上のような状態でございます。 事務局からの説明のほうは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案、地元委員さんの説明をよろしくお願いします。</p>
14番	<p>事務局のほうから説明がありましたように、父親から息子への贈与ということで、特に問題ございませんので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>NO2のほうの地元委員さん、お願いします。</p>
21番	<p>1号議案のNO2のほうなんですけども、写真を見ていただいたら解るように、②の竹ですね。ここ、以前は日も当たらないくらいの雑木林になっておったわけですけども、やはり伐採と竹の間引きをされて、しっかり日も当たるようになっていきますので、今後タケノコを取ることによって、管理されていくということなんで、現地農家組合と立会いをした上で、この程度やっただけであれば問題ないかというふうに思っております。</p> <p>ほんで、〇〇〇〇さんに関しましては、飯岡でもほかに耕作されているところがありまして、現行もしっかり耕作されているので、問題ないだろうという地域委員としての判断です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、異議がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。 【第2号議案 1番を朗読後、説明】 NO1、転用目的につきましては、建築資材の露天資材置場でございます。場所につきましては、近鉄宮津駅より西へ約2.6キロメートルのところ、区分につきましては、甲種農地、第1種、第2種及び第3種</p>

農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると考えられることから、第2種農地に準拠すると考えられます。

周囲への被害防除につきましては、周囲よりも低地のため、土砂流出のおそれはありません。雨水は自然浸透にて対応し、汚水、生活雑排水は発生しません。

綴喜西部土地改良区につきましては、区域外でございます。

なお、こちらの案件につきましては、昭和40年代後半に既に農地以外として使用されておりまして、現在まで資材置場の一部として利用されております。行為者でありました申請者の祖父の方は既に亡くなっておりまして、当該地が農地として利用できる環境でないことから、今回、孫の〇〇〇〇さんから顛末書を添えて京都府のほうに提出されております。

以上でございます。

【第2号議案 現地写真を説明】

事務局のほうの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

そしたら、報告第2号の地元委員さんから説明をよろしく願います。

10番

普賢寺の山下です。事務局の説明のとおりでして、以前からされております。地元として問題ございません。よろしく願います。

会長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、ご質問、ご意見はございませんか。

(異議なし)

会長

ありがとうございます。

異議等がないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。

会長

続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。

【第3号議案 1番から2番を朗読後、説明】

NO1、転用目的につきましては、新名神高速道路事業に係る仮設事務所及び仮設露天駐車場でございます。場所につきましては、JR松井

山手駅より北東へ約500メートルのところで、区分につきましては、農振農用地でございます。被害防除策につきましては、沈砂池やますを配置して土砂の流出を防止し、雨水につきましては、外周道路の雨水ますに接続するように排水施設を計画します。汚水につきましては、公共下水道へ接続します。綴喜西部土地改良区につきましては、手続済みでございます。

なお、こちらの案件は、平成29年8月24日付で既に許可がなされておるものでございまして、現地も既に事務所として使用されております。農振農用地での一時転用は3年以内と定められておりますので、原則、一度農地への復旧は必要でありますけれども、本件につきましては、高速道路の建設に係る公共性の高い事業の案件であることから、現地在周囲に影響のない状態で使用されているのであれば、新たに3年以内の許可を認める旨を、京都府と協議済みでございます。

続きましてNO2、転用目的につきましては、木造二階建ての農業用住宅の増築でございます。場所につきましては、近鉄宮津駅より南西へ約670メートルのところで、区分につきましては、近鉄宮津駅から半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超えるため、その割合が40%となるまで円の半径を延長した区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。

被害防除策につきましては、土砂のり面勾配を30度以下にすることで土砂の流出を防止し、雨水につきましては、宅内に排水勾配を取り、雨水ますに集水し、南側にある道路既設暗渠管に放流します。汚水、生活雑排水につきましては、最終汚水ますに集水し、公共下水道に放流する予定でございます。

綴喜西部土地改良区につきましては、区域外でございます。

なお、これらの案件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないため、許可相当であると考えます。

以上でございます。

【第3案 現地写真を説明】

よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案、地元委員さんの説明をよろしく申し上げます。

2 番

松井区内の住所は松井今池、松井山手の山手東ですね。住宅地に隣接しております写真のような現況でございます。これは新名神、松井のインタージャンクションから高槻ジャンクションの枚方市の西船橋にわたる区間のトンネル工事の中の立て坑工事が手間取っております。それが3年ほど延長ということの願い事がありました。問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。

会長	<p>ありがとうございました。 では、続いて2番のほうをお願いします。</p>
4 番	<p>3号議案、番号2です。地区は宮ノ口地区の〇〇〇〇さんなんですけれども、既に今建っているところに公共下水がもう入っておりますので、問題ないということをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第3号議案の農地法第5条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について。 【第4号議案 1番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。</p>
職務代理	<p>第4号議案、番号1番、薪溜池なんですけど、場所としましては、畑の下側にある圃場で、周囲に民家はありません。現在ある納屋が小学校の端にありますが、狭いのと周囲に住宅が建ち、もみの乾燥、もみ処理は音、ほこり等で近所から嫌がられているので、新しく建築するとのことなんです。地元としては問題ありません。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議がないようですので、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、受理決定をさせていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。 【第5号議案 1番を朗読後、説明】 なお、本件につきましては、令和2年7月17日に林前会長と地元委員であります藤田前委員とで現地調査のほうをしていただいております。こちらにつきましては適切に耕作の管理のほうがなされているということでございますので、その旨を証明したく考えております。 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、地元委員さんのご説明をお願いします。</p>
21番	<p>5号議案の番号1ですけども、何ら問題がないということの報告を聞いています。 以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、第5議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について、受理決定をさせていただきます。 本日の審議案件は以上です。 事務局、何かありますでしょうか。</p>
事務局長	<p>総会閉会后、ちょっとお願いしたいこと等ございます。一度ここで閉めたいと思います。</p>
会長	<p>閉めたほうがいいですか、はい。 ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>そしたら、ないようですので、議事については以上で終わらせていただきます。 事務局にお返しします。</p>

	慎重なご審議ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 審議はこれで終了させていただきます。 総会の閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いします。
職務代理	あいさつ（省略）
事務局長	そうしましたら、本日はありがとうございました。
	～閉会～